

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成16年規則第41号）新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 （略） （土地の埋立て等の届出） 第2条の2 （略） 2 （略） <u>3 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、登録ストックヤードを経由する土砂等である場合にあっては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、前項第4号の規定を適用する。</u> 第2条の3 （略） （条例第5条の4第4号等の規則で定める者） 第3条 条例第5条の4第4号及び第6条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(8) （略） (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の	第1条・第2条 （略） （土地の埋立て等の届出） 第2条の2 （略） 2 （略） <u>(新設)</u> 第2条の3 （略） （条例第5条の4第4号等の規則で定める者） 第3条 条例第5条の4第4号及び第6条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1)～(8) （略） (9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の

汚染_____の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として知事が認めた者

- 2 前項第9号の規定による知事の認定を受けようとする者は、土壌汚染_____防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

第4条～第5条の3 (略)

(許可の申請)

第6条 (略)

- 2 条例第6条第2項第11号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

- (2) 申請者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称並びに代表者及び役員の氏名）

(3)～(5) (略)

- 3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) (略)

汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として知事が認めた者

- 2 前項第9号の規定による知事の認定を受けようとする者は、土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

第4条～第5条の3 (略)

(許可の申請)

第6条 (略)

- 2 条例第6条第2項第12号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) (略)

- (2) 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称並びに代表者及び役員の氏名）

(3)～(5) (略)

- 3 条例第6条第3項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) (略)

- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が個人の場合であって、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項の規定により知事保存本人確認情報（同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。）を利用）することができない場合に限る。第5号から第8号まで並びに第8条第3項第1号及び第4号において同じ。）又は法人の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。）及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書
- (4) 申請者が条例第7条第4号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書）

- (2) 申請者の住民票の写し（ _____ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報（同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。）の利用をすることができない場合に限る。第5号から第8号まで並びに第8条第3項第1号及び第4号において同じ。） _____ （申請者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- (3) 申請者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書
- (4) 申請者が条例第7条第5号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (5) 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書）

- (6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (8) 申請者に次条第9項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9)～(14) (略)
- (15) 土地の埋立て等に用いる土砂等が次条第2項第1号に規定する土砂等（次号において「改良土以外の土砂等」という。）である場合にあつては、土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第4号）、土地の埋立て等に用いる土砂等が同項第2号に規定する土砂等（次号において「改良土」という。）である場合に

- (6) 申請者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（これらの者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- (8) 申請者に次条第10項に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
- (9)～(14) (略)
- (15) 土地の埋立て等に用いる土砂等が次条第2項第1号に規定する土砂等（次号において「改良土以外の土砂等」という。）である場合にあつては、土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書（様式第4号）（当該土地の埋立て等に用いる土砂等が同項第2号に規定する土砂等（次号において「改良土」という。）である場合に

あつては、土砂等の発生者が発行する改良土発生元証明書（様式第4号の2）

- (16) 土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあっては、土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第4号の3） 、土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあっては、改良土の発生から利用までのフローシート（様式第4号の4）

(17)～(22) （略）

- (23) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壤の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書（様式第5号）及び地質分析結果証明書（様式第6号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）ただし、当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面

- (24) 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（登録ストックヤードを除く。以下「無登録ストックヤード」という。）を経由する土砂

あつては、土砂等の発生者が発行する改良土発生元証明書（様式第4号の2）

- (16) 土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあっては、土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第4号の3） （当該土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあっては、改良土の発生から利用までのフローシート（様式第4号の4）

(17)～(22) （略）

- (23) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所において土壤の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壤調査試料採取報告書（様式第5号）及び地質分析結果証明書（様式第6号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）（ 当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が採石法第33条又は砂利採取法第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所が当該採取計画に係る場所であることを証する書面）

- (24) 土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（ 以下「ストックヤード」という。）を経由する土砂

等である場合にあっては、次に掲げる書類

ア (略)

イ 無登録ストックヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該無登録ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類

ウ (略)

エ 無登録ストックヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図

オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できる無登録ストックヤードの平面図及び断面図

カ (略)

(25) (略)

(削除)

(26) (略)

(削除)

(27) (略)

4・5 (略)

(略)

等である場合にあっては、次に掲げる書類

ア (略)

イ ストックヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類

ウ (略)

エ ストックヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図

オ 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図

カ (略)

(25) (略)

(26) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

(27) (略)

(28) 埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類

(29) (略)

4・5 (略)

(略)

(許可の基準)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 条例第7条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管は、次に掲げる要件を満たす場所又は施設で行うこと。

ア (略)

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする期間は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した標識を掲示していること。

(ア)～(オ) (略)

(カ) 当該無登録ストックヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

ウ 条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請の日から許可の日までの間、無登録ストックヤードの区域のうち、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのある物が堆積されていないこと。

(許可の基準)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 条例第7条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管は、次に掲げる要件を満たす場所又は施設で行うこと。

ア (略)

イ その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をする期間は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した標識を掲示していること。

(ア)～(オ) (略)

(カ) ストックヤードの管理者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）並びに連絡先

ウ 条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請の日から許可の日までの間、ストックヤードの区域のうち、その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管をしようとする区域に、他の場所から発生した土砂等又は廃棄物その他その土地の埋立て等に用いる土砂等に混合するおそれのある物が堆積されていないこと。

(2) 無登録ストックヤードからその土地の埋立て等に用いる土砂等が飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(3) その土地の埋立て等に用いる土砂等がその他の物と混合するおそれのないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア・イ (略)

ウ その土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所若しくは無登録ストックヤードから当該土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該無登録ストックヤードの管理者に作成させること。

エ その土地の埋立て等に用いる土砂等が無登録ストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、搬入車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該無登録ストックヤードの管理者に作成させること。

(4) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管が、条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の日以降に行われるものであること（同項の規定による許可の場合にあっては、条例第6条第2項第7号に掲げる事項の変更又は同項第9号に掲げる事項（無登録ストックヤードにおける土砂等の積替え又は保管に係る

(2) ストックヤードからその土地の埋立て等に用いる土砂等が飛散し、又は流出しないように必要な措置を講ずること。

(3) その土地の埋立て等に用いる土砂等がその他の物と混合するおそれのないように、次に掲げる措置を講ずること。

ア・イ (略)

ウ その土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所若しくはストックヤードから当該土砂等が搬出されたときは、記録者氏名、搬出時刻、搬出車両登録番号、搬出業者の名称、搬出車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の搬出先を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

エ その土地の埋立て等に用いる土砂等がストックヤードに搬入されたときは、記録者氏名、搬入時刻、搬入車両登録番号、搬入業者の名称、搬入車両の運転者氏名、土砂等の積載数量及び土砂等の積込み場所を記載した帳簿を毎日作成し、又は当該土砂等の発生者若しくは当該ストックヤードの管理者に作成させること。

(4) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管が、条例第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の日以降に行われるものであること（同項の規定による許可の場合にあっては、条例第6条第2項第7号に掲げる事項の変更又は同項第9号に掲げる事項（ストックヤードにおける土砂等の積替え又は保管に係る

部分に限る。)の変更に係るものに限る。))。

(5) (略)

5 (略)

(削除)

6 条例第7条第3号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

7 条例第7条第4号アの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

8 条例第7条第4号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1)～(11) (略)

9 条例第7条第4号キ、コ、タ及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) (略)

(変更の許可の申請等)

第8条 (略)

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

部分に限る。)の変更に係るものに限る。))。

(5) (略)

5 (略)

6 条例第7条第3号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。

7 条例第7条第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。

8 条例第7条第5号アの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

9 条例第7条第5号エの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令及び条例とする。

(1)～(11) (略)

10 条例第7条第5号キ、コ、タ及びチの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) (略)

(変更の許可の申請等)

第8条 (略)

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1)・(2) (略)

(削除)

(3) (略)

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書）

(1)・(2) (略)

(3) 土地の埋立て等の施行に関する計画の変更（前2号又は次号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）

(4) (略)

3 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は前条第10項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書）

第8条の2 (略)

(着手の届出等)

第9条 (略)

2 許可を受けた者が条例第10条第1項第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届(様式第10号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第10条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止(休止)届(様式第11号)に次に掲げる図面を添えて知事に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の飛散又は流出を防止するための必要な措置に関する図面

4 (略)

第10条 (略)

(標識の掲示等)

第11条 (略)

第8条の2 (略)

(着手の届出等)

第9条 (略)

2 許可を受けた者が条例第10条第1項の第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届(様式第10号)に完了した埋立て等区域の構造に関する図面を添えて知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第10条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止(休止)届(様式第11号)に次に掲げる図面を添えて知事に届け出なければならない。

(1) (略)

(2) 土地の埋立て等を休止した場合にあっては、埋立て等区域以外の地域への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に関する図面

4 (略)

第10条 (略)

(標識の掲示等)

第11条 (略)

2 (略)

3 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、登録ストックヤードを経由する土砂等である場合にあっては、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、前項第7号の規定を適用する。

(帳簿への記載等)

第12条 (略)

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

(4) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所ごとの申請量

(5)～(13) (略)

3 (略)

4 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所ごとの申請量及びその合計量

(4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生の場所ごとの搬入済量及びその合計量

(5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生の場所ごとの搬入済量及びその合計量

2 (略)

(新設)

(帳簿への記載等)

第12条 (略)

2 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) (略)

(4) 土砂等発生元ごとの申請量

(5)～(13) (略)

3 (略)

4 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元ごとの申請量及びその合計量

(4) 報告に係る期間内に土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

(5) 土地の埋立て等に着手してから報告に係る期間の末日までに土地の埋立て等を行った面積並びにこれに用いた土砂等の発生元ごとの搬入済量及びその合計量

5 前条第3項の規定は、第2項第4号及び前項第3号から第5号までに掲げる事項について準用する。この場合において、同条第3項中「前項第7号」とあるのは、「次条第2項第4号及び同条第4項第3号から第5号まで」とする。

第13条・第14条 （略）

（土地の所有者等による土地の埋立て等の施工状況の確認）

第14条の2 条例第18条の3第1項の規定による土地の埋立て等の施工状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。この場合において、土地の埋立て等の施工状況の確認をする土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

(1) （略）

(2) 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の_____飛散若しくは流出が生じ、又は生ずる_____おそれがないこと。

第14条の3～第15条 （略）

（条例の規定の適用除外の申出）

第16条 条例第22条第3項の申出は、適用除外日の1月前までに、適用

（新設）

第13条・第14条 （略）

（土地の所有者等による土地の埋立て等の施工状況の確認）

第14条の2 条例第18条の3第1項の規定による土地の埋立て等の施工状況の確認は、次に掲げる事項について、毎月1回以上行わなければならない。この場合において、土地の埋立て等の施工状況の確認をする土地の所有者等は、自ら当該施工状況を確認することが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより行うことができる。

(1) （略）

(2) 当該施工に係る埋立て等区域において、土砂等の崩壊、飛散若しくは流出による災害の発生又はその_____おそれがないこと。

第14条の3～第15条 （略）

（新設）

除外申出書（様式第17号）を知事に提出して行わなければならない。

（書類の提出部数）

第17条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、
条例第5条の4 から 第5条の6までの規定により 提出する書類にあつては1部とし、その他の書類にあつては3部とする。

（削除）

（書類の提出部数）

第16条 条例及びこの規則により知事に提出する書類の部数は、
条例第5条の4、第5条の5及び第5条の6の規定により知事に提出する書類にあつては1部とし、その他の書類にあつては3部とする。

別表第2（第7条第6項関係）

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあつては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ（土地の埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ

のり面の勾配

<u>盛土又は堆積にあっては10メートル以下、埋立てにあっては原則10メートル以下（安定計算により安全が確認された場合）にあっては、知事が認める高さ）</u>	<u>垂直1メートルに対する水平距離が2メートル（土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高さ）にあっては、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル）以上の勾配</u>
<u>4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。</u>	
<u>5 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。</u>	
<u>6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。</u>	
<u>7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。</u>	
<u>8 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。</u>	

別表第2（第7条第6項関係）

土地の埋立て等の施工管理体制	1	土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。
	2	土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
	3	埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。
	4	埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
	5	土砂等の埋立て等区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	1	粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。
	2	埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。
	3	埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。

別表第3（第7条第7項関係）

土地の埋立て等の施工管理体制	1	土地の埋立て等を施工するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。
	2	土地の埋立て等の施工中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。
	3	埋立て等区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、埋立て等区域内を容易に目視できる構造とすること。
	4	埋立て等区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。
	5	土砂等の埋立て等区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	1	粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。
	2	埋立て等区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。
	3	埋立て等区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、埋立て等区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。

騒音及び振動の防止対策	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。
交通安全対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、市町村教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。 5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。 6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。
その他	1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害

騒音及び振動の防止対策	1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）に規定する特定建設作業に準ずること。 2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。
交通安全対策	1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。 2 土砂等の搬出入に伴う埋立て等区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。 3 搬入経路が通学路に当たるときは、市町村教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。 5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。 6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。
その他	1 埋立て等区域の周辺の地域の住民の健康及び財産に係る被害

様式第1号の2(第3条第2項関係)

土壌汚染防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第1号の2(第3条第2項関係)

土壌汚染又は災害防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号)第3条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1) 出資総額 千円(年 月 日現在)

(2) 地方公共団体別出資金額

地 方 公 共 団 体 名	出 資 金 額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第1号の3（第5条の2関係）
（略）
様式第1号の4（第5条の3関係）
（略）
様式第2号（第6条第1項関係）

様式第1号の3（第5条の2関係）
（略）
様式第1号の4（第5条の3関係）
（略）
様式第2号（第6条第1項関係）

様式第2号(第6条第1項関係)

(第1面)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

申請者 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
(削除)	(削除)	
埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

様式第2号(第6条第1項関係)

(第1面)

土地の埋立て等許可申請書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

申請者 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の埋立て等の目的		
埋立て等区域の位置及び面積	位置	面積(実測) m ²
土地の埋立て等を行う期間	許可日から 月(年)間	
土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
土地の埋立て等に用いる土砂等の数量	m ³	
<u>土地の埋立て等の施工に関する計画</u>		
<u>埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画</u>		
土地の埋立て等の請負人	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	

備考 土地の埋立て等の施工に関する計画並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、計画書を添付すること。

(第2面)

添 付 書 類	1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
	2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)&び印鑑登録証明書
	3 申請者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。))の長の証明書
	4 申請者が条例第7条第4号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
	5 申請者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)
	6 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
	7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)
	8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)&第7条第9項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
	9 土地所有者一覧表
	10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
	11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
	12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
	13 施工管理者であることを証する書面

(第2面)

添 付 書 類	1 埋立て等区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
	2 申請者の住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。第5項から第8項までにおいて同じ。)&び印鑑登録証明書
	3 申請者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。以下同じ。))の長の証明書
	4 申請者が条例第7条第5号アからツまでに該当しない者であることを誓約する書面
	5 申請者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し、その法定代理人が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその法定代理人が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し、役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)
	6 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し、役員が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
	7 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、それらの者の住民票の写し、それらの者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びそれらの者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(これらの者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書)
	8 申請者に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)&第7条第10項に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し、その者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及びその者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
	9 土地所有者一覧表
	10 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
	11 申請者が埋立て等区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
	12 申請者が他の者に土地の埋立て等の施工を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
	13 施工管理者であることを証する書面

(第3面)

14	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)
15	土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第1号に規定する土砂等(以下「改良土以外の土砂等」という。)である場合にあっては、土砂等の発行者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第2号に規定する土砂等(以下「改良土」という。)である場合にあっては、土砂等の発行者が発行する改良土発生元証明書(様式第4号の2))
16	土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあっては、土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の3)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあっては、改良土の発生から利用までのフローシート(様式第4号の4))
17	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
18	埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
19	埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
20	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
21	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以てボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図
22	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
23	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以て土壌の調査の試料として土砂等採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以て採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所以て当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
24	土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所以て搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所以て施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては、次に掲げる書類 (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書 (2) ストックヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類 (3) 土砂等の発行者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所以て土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書 (4) ストックヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図 (5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図 (6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
25	埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
<u>26</u>	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
<u>27</u>	前各項に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

(第3面)

14	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第3号)
15	土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第1号に規定する土砂等(以下「改良土以外の土砂等」という。)である場合にあっては、土砂等の発行者が発行する土砂等発生元証明書(様式第4号)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が規則第7条第2項第2号に規定する土砂等(以下「改良土」という。)である場合にあっては、土砂等の発行者が発行する改良土発生元証明書(様式第4号の2))
16	土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土以外の土砂等である場合にあっては、土砂等の発生から処分までのフローシート(様式第4号の3)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等が改良土である場合にあっては、改良土の発生から利用までのフローシート(様式第4号の4))
17	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
18	埋立て等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
19	埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
20	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
21	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以てボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図
22	土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
23	土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以て土壌の調査の試料として土砂等採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第5号)及び地質分析結果証明書(様式第6号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)(当該土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所以て採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による認可を受けた採取計画に係る場所である場合にあっては、これらの書類に代えて、当該採取計画に係る認可を受けた者が当該土砂等の発生場所以て当該採取計画に係る場所であることを証する書面)
24	土地の埋立て等に用いる土砂等が複数の場所以て搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所以て施設(以下「ストックヤード」という。)を経由する土砂等である場合にあっては、次に掲げる書類 (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管に関する計画書 (2) ストックヤードにおいてその土地の埋立て等に用いる土砂等の積替え又は保管を行うことを当該ストックヤードの管理者が承諾したことを証する書類 (3) 土砂等の発行者が作成した土地の埋立て等に用いる土砂等をその発生の場所以て土地の埋立て等を行う場所へ直接搬入しないこと理由書 (4) ストックヤードの位置を示す図面、現況平面図及び現況断面図 (5) 積替え又は保管に係る土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるストックヤードの平面図及び断面図 (6) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該積替え又は保管のための土砂等の堆積が当該法令等に基づく許認可等を受けたものであることを証する書類
25	埋立て等区域に係る表土の土壌の調査の試料として土砂等採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書及び地質分析結果証明書
<u>26</u>	擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
<u>27</u>	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
<u>28</u>	埋立て等区域の地耐力について行った平板載荷試験等の結果に関する書類
<u>29</u>	前各項に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

茨城県収入証紙貼付け欄(消印しないこと。)

(第4面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 住 所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
法定代理人(申請者が条令第7条第4号ニに規定する未成年者である場合) (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 住 所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	本 籍 住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	本 籍 住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第4面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 住 所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
法定代理人(申請者が条令第7条第5号ニに規定する未成年者である場合) (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍 住 所
		男・女	
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	主たる事務所の所在地		
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	本 籍 住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	本 籍 住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

(第5面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
			割 合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第5面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は 出資の金額	本 籍
			割 合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第10項に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第 3 号（第 6 条第 3 項第14号関係）
（略）
様式第 4 号（第 6 条第 3 項第15号関係）

様式第 3 号（第 6 条第 3 項第14号関係）
（略）
様式第 4 号（第 6 条第 3 項第15号関係）

様式第4号(第6条第3項第15号関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名

印

代表者又は現場責任者の氏名

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 の 運 搬 契 約 者	住所又は所在地 事業者名 代表者又は現場責任者の氏名
発 生 土 砂 等 の 最 終 処 分 事 業 者	住所又は所在地 事業者名 代表者又は現場責任者の氏名

備考 1 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

2 ストックヤード運営事業者登録規程(令和5年国土交通省告示第157号)第3条第1項の規定により国土交通大臣の登録を受けたストックヤード運営事業者については、同項の登録を受けたことを証する書類を添付するとともに、次の各号に従うこと。

様式第4号(第6条第3項第15号関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城県知事

殿

住所又は所在地

土砂等の発生者 事業者名

印

代表者又は現場責任者の氏名

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発 生 土 砂 等 の 区 分	
発 生 土 砂 等 の 運 搬 契 約 者	住所又は所在地 事業者名 代表者又は現場責任者の氏名
発 生 土 砂 等 の 最 終 処 分 事 業 者	住所又は所在地 事業者名 代表者又は現場責任者の氏名

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分を記載すること。

- (1) 工事発注者の欄には、土砂等の搬入元の元請建設工事事業者等（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)第4条第1項に規定する元請建設工事事業者等をいう。）を記載すること。
- (2) 工事施工期間の欄及び工事に係る土砂等の発生量の欄は、記載不要とする。
- (3) 今回の証明に係る土砂等の発生量の欄には、当該ストックヤードへ搬入される土砂等の量を記載すること。
- (4) 発生土砂等の運搬契約者の欄には、当該ストックヤードから本許可申請に係る土地の理立て等の区域への運搬契約者を記載すること。

様式第4号の2（第6条第3項第15号関係）

様式第4号の2（第6条第3項第15号関係）

様式第4号の2(第6条第3項第15号関係)

改良土発生元証明書

年 月 日

茨城県知事

殿

土砂等の発生者

住所又は所在地
事業者名
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

印

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)
第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

発 生 場 所 (施 設) 名	
発生場所(施設)所在地	
発生土砂等の原材料	土砂等 ・ 汚泥 ・ その他()
添加物(固化材等)の種類	セメント ・ 石灰 ・ その他()
改 良 の 内 容	安定処理 ・ その他()
廃棄物中間処理施設設置等の許可	有(許可年月日: 許可番号:) ・ 無
発生土砂等の搬出期間	年 月 日から 年 月 日まで
発生土砂等の搬出可能量	m ³ (うち搬出契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の埋立て等事業者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 1 発生土砂等の原材料、添加物(固化材等)の種類、改良の内容の各欄は、該当するものを全てを囲むこと。
なお、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。
2 廃棄物中間処理施設設置等の許可の欄には、発生場所(施設)の設置に関し、法、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)、その他の法令に基づく許可を受けているかどうかを記載すること。
なお、許可を受けている場合には、許可証の写しを添付すること。
3 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分又はこれらに準ずる旨を記載すること。
4 改良の内容及び発生土砂等が無機性であることを明らかにする資料(製造工程表等)を添付すること。
5 ストックヤード運営事業者登録規程(令和5年国土交通省告示第157号)第3条第1項の規定により国土交通大臣の登録を受けたストックヤード運営事業者については、同項の登録を受けたことを証

様式第4号の2(第6条第3項第15号関係)

改良土発生元証明書

年 月 日

茨城県知事

殿

土砂等の発生者

住所又は所在地
事業者名
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

印

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)
第6条第1項の規定による許可を受けようとする土地の埋立て等に用いる土砂等は、次の場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第5条第1項の規定を遵守し、土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をします。

発 生 場 所 (施 設) 名	
発生場所(施設)所在地	
発生土砂等の原材料	土砂等 ・ 汚泥 ・ その他()
添加物(固化材等)の種類	セメント ・ 石灰 ・ その他()
改 良 の 内 容	安定処理 ・ その他()
廃棄物中間処理施設設置等の許可	有(許可年月日: 許可番号:) ・ 無
発生土砂等の搬出期間	年 月 日から 年 月 日まで
発生土砂等の搬出可能量	m ³ (うち搬出契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の埋立て等事業者	住所 氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 1 発生土砂等の原材料、添加物(固化材等)の種類、改良の内容の各欄は、該当するものを全てを囲むこと。
なお、その他に該当する場合には、具体的に記載すること。
2 廃棄物中間処理施設設置等の許可の欄には、発生場所(施設)の設置に関し、法、茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例(平成19年茨城県条例第17号)、その他の法令に基づく許可を受けているかどうかを記載すること。
なお、許可を受けている場合には、許可証の写しを添付すること。
3 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる区分又はこれらに準ずる旨を記載すること。
4 改良の内容及び発生土砂等が無機性であることを明らかにする資料(製造工程表等)を添付すること。
(新設)

する書類を添付するとともに、次の各号に従うこと。

- (1) 発生場所（施設）名の欄及び発生場所（施設）所在地の欄には、当該土砂を改良した土質改良プラントの名称及び所在地を記載すること。
- (2) 発生土砂等の搬出期間の欄及び発生土砂等の搬出可能量の欄は、記載不要とする。
- (3) 今回の証明に係る土砂等の発生量の欄には、当該ストックヤードへ搬入される土砂等の量を記載すること。
- (4) 発生土砂等の運搬契約者の欄には、当該ストックヤードから本許可申請に係る土地の埋立て等の区域への運搬契約者を記載すること。

様式第4号の3（第6条第3項第16号関係）

（略）

様式第4号の4（第6条第3項第16号関係）

（略）

様式第5号（第6条第3項第23号，第6条第3項第25号，第13条第3項
関係）

（略）

様式第6号（第6条第3項第23号，第6条第3項第25号，第13条第3項
関係）

（略）

様式第6号の2（第7条第5項関係）

（略）

様式第7号（第8条第1項関係）

（略）

様式第8号（第8条第3項関係）

様式第4号の3（第6条第3項第16号関係）

（略）

様式第4号の4（第6条第3項第16号関係）

（略）

様式第5号（第6条第3項第23号，第6条第3項第25号，第13条第3項
関係）

（略）

様式第6号（第6条第3項第23号，第6条第3項第25号，第13条第3項
関係）

（略）

様式第6号の2（第7条第5項関係）

（略）

様式第7号（第8条第1項関係）

（略）

様式第8号（第8条第3項関係）

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号		
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
変更の内容(茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。))第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)			
(ふりがな)氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
変 更 年 月 日			

備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。)

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。

3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。

4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第9項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第4号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第8号(第8条第3項関係)

土地の埋立て等変更届

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第6条第1項の規定による許可を受けた事項を変更したので、同条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号		
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
変更の内容(茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。))第6条第2項第2号から第5号までに掲げる事項)			
(ふりがな)氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
変 更 年 月 日			

備考 1 申請者の住所又は氏名の変更の場合には、住民票の写しを添付すること(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の15第1項の規定による知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事本人確認情報をいう。))の利用をすることができない場合に限る。)

2 法人の主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の氏名の変更の場合には、法人の登記事項証明書を添付すること。

3 施工管理者の変更の場合には、施工管理者であることを証する書面を添付すること。

4 法定代理人、法人の代表者、役員、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者又は規則第7条第10項に規定する使用人の変更の場合にあっては、当該変更後の者の住民票の写し、当該変更後の者が条例第7条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(当該変更後の法定代理人が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書並びに当該変更後の役員の住民票の写し、当該変更後の役員が同号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び当該変更後の役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書、当該変更後の株主又は出資をしている者が法人である場合にあっては法人の登記事項証明書)を添付すること。

様式第 9 号（第 9 条第 1 項関係）

（略）

様式第10号（第 9 条第 2 項関係）

（略）

様式第11号（第 9 条第 3 項関係）

様式第 9 号（第 9 条第 1 項関係）

（略）

様式第10号（第 9 条第 2 項関係）

（略）

様式第11号（第 9 条第 3 項関係）

様式第11号(第9条第3項関係)

土地の埋立て等廃止(休止)届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を廃止(休止)したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

- 備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。
- 2 土地の埋立て等を休止した場合には、埋立て等区域外の地域への土砂等の 飛散又は流出 を防止するための必要な措置に関する図面を添付すること。

様式第11号(第9条第3項関係)

土地の埋立て等廃止(休止)届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)による許可に係る土地の埋立て等を廃止(休止)したので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間 年 月 日 ～ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日 (休止期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

- 備考 1 土地の埋立て等を廃止した場合には、廃止後の埋立て等区域の構造に関する図面を添付すること。
- 2 土地の埋立て等を休止した場合には、埋立て等区域外の地域への土砂等の 崩落、飛散又は流出による災害の発生 を防止するための必要な措置に関する図面を添付すること。

様式第12号（第9条第4項関係）

（略）

様式第13号（第10条関係）

様式第12号（第9条第4項関係）

（略）

様式第13号（第10条関係）

様式第13号(第10条関係)

(第1面)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)による許可を受けた者の地位を承継したので、条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

様式第13号(第10条関係)

(第1面)

土地の埋立て等地位承継届

年 月 日

茨城県知事

殿

住所

届出者 氏名 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号。以下「条例」という。)による許可を受けた者の地位を承継したので、条例第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日 指令 第 号
承継前の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年茨城県規則第41号。以下「規則」という。)第6条第3項第2号から第8号までに掲げる書類(この場合において、同項第2号から第8号までの規定中「申請者」とあるのは、「許可を受けた者の地位を承継した者」とする。)
- (3) 許可の条件を理解し、条例を遵守する旨の誓約書

(第2面)

届出者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
			住 所	
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
法定代理人(届出者が条例第7条第4号ソに規定する未成年者である場合) (個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
			住 所	
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
	役職名・呼称		住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
役員(届出者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
	役職名・呼称		住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

(第2面)

届出者(個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
			住 所	
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
法定代理人(届出者が条例第7条第5号ソに規定する未成年者である場合) (個人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
			住 所	
		男・女		
(法人である場合)				
(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員(法定代理人が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
	役職名・呼称		住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
役員(届出者が法人である場合)				
(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍	
	役職名・呼称		住 所	
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は出 資の金額	本 籍
			割 合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第9項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。)

発行済株式の総数	株		出資の額	円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	性別	保有する株式の数又は出 資の金額	本 籍
			割 合	住 所
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		
		男・女		

規則第7条第10項に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	本 籍
	役職名・呼称		住 所
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	
		男・女	

- 備考 1 各欄に記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する役員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

様式第14号（第11条第 1 項関係）
（略）
様式第15号（第12条第 1 項関係）

様式第15号(第12条第1項関係)

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日 ()

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称

記録者氏名

印

埋立て等区域の位置

土砂等の発生場所ごとの申請量

	搬入時刻	搬入車台登録番号	搬入業者の名称	運搬者氏名	数量(m ³)	土砂等の積み込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
搬入 済 量			小 計		m ³	累 計
						m ³

施工作業の内容

その他埋立て等の施工に必要な事項

備考 この台帳は、原則として許可申請のあった土砂等発生元証明書記載の箇所ごとに作成すること。

様式第15号の 2 （第12条第 3 項関係）
（略）
様式第15号の 3 （第13条第 3 項関係）
（略）
様式第15号の 4 （第14条の 4 第 1 項関係）
（略）

様式第14号（第11条第 1 項関係）
（略）
様式第15号（第12条第 1 項関係）

様式第15号(第12条第1項関係)

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日 ()

土地の埋立て等の許可を受けた者の氏名又は名称

記録者氏名

印

埋立て等区域の位置

土砂等の発生場所ごとの申請量

	搬入時刻	搬入車台登録番号	搬入業者の名称	運搬者氏名	数量(m ³)	土砂等の積み込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
搬入 済 量			小 計		m ³	累 計
						m ³

施工作業の内容

その他埋立て等の施工に必要な事項

備考 この台帳は、原則として許可申請のあった土砂等発生元証明書記載の箇所ごとに作成すること。

様式第15号の 2 （第12条第 3 項関係）
（略）
様式第15号の 3 （第13条第 3 項関係）
（略）
様式第15号の 4 （第14条の 4 第 1 項関係）
（略）

様式第15号の5（第14条の4第2項関係）

（略）

様式第16号（第15条関係）

（略）

様式第17号（第16条関係）

様式第15号の5（第14条の4第2項関係）

（略）

様式第16号（第15条関係）

（略）

（新設）

様式第17号(第16条関係)

茨城県知事

感

適用除外申出書

年 月 日

市町村長

印

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)第22条第3項の規定により、同条例の規定の適用の除外について、次のとおり申し出ます。

市 町 村 の 名 称	
適 用 除 外 日	年 月 日
市 町 村 が 定 め る 土 地 の 埋 立 て 等 に 関 す る 条 例 の 規 定 の 内 容	

備考 1. 市町村の条例の公布の日及び施行の日を併せて記載すること。
2. 市町村が定めた条例に基づく施策の内容を具体的に示す資料を添付すること。